

島田地区事業所特定退職金共済制度規則

第1章 総 則

第1条（目的）

この規則は、島田商工会議所（以下「商工会議所」という。）が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

第2条（定義）

この規則で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2 この規則で「退職金共済契約」とは事業主が商工会議所に掛金を納入することを約し、商工会議所が、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規則に定めるところにより退職一時金等を支給することを約する契約をいう。

3 この規則で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規則で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職一時金等を支給すべき者をいう。

5 この規則で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。

6 この規則で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間（過去勤務期間が10年を超える場合には、10年とする。ただし、本条第10項の過去勤務一括掛金に係る物を除く。）をいう。

7 この規則で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職一時金等の額の計算に含める期間をいう。

8 この規則で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。

9 この規則で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益（過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額）をもとに計算される額をいう（次項の過去勤務一括掛金を含む）。

10 この規則で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法の規定により勤労者退職金共済機構から引き渡される額をいう。

11 この規則で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第2章 契約の成立等

第3条（契約の締結）

商工会議所の地区内に事業所を有する者（以下「事業主」という。）でなければ退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結することができない。

ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。

2 事業主は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない

ない。

- (1) すでにこの共済契約の被共済者である者
- (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
- (3) 加入事業主である個人、もしくはこれと生計を一にする親族
- (4) 加入事業主である法人の役員（使用人兼務役員を除く。）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、加入させなくてもよいものとする。

- (1) 期間を定めて雇われている者
- (2) 季節的な仕事のために雇われている者
- (3) 試用期間中の者
- (4) 非常勤の者
- (5) 休職中の者

4 契約の締結にあたっては、基本掛金、過去勤務掛金の額または退職一時金等の額について加入事業主又は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

第4条（掛金）

共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。

2 基本掛金および過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く）は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。

3 基本掛金月額は、1口1,000円とし、被共済者1人につき30口30,000円まで加入できるものとする。

4 過去勤務通算月額は、1口1,000円とし、22口を限度とする。

当該月額は、過去勤務期間の通算申し込み時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。

5 基本掛金および過去勤務掛金として払い込まれた金額（その運用による利益を含む）は共済契約者である事業主に返還しない。

第5条（契約の申し込み）

共済契約の申し込みは、被共済者となるべき者の意に反して行なってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、毎月1日から末日までに商工会議所に申し込まなければならない。

第6条（加入日および契約の成立）

商工会議所が、この共済契約の申し込みを承諾したときは、申し込みをした月の翌々月1日において成立するものとし、かつその日から効力を生ずる。

2 商工会議所は、共済契約の成立後、延滞なく共済契約者を通じて被共済者に「退職金共済制度被共済者証」（以下「被共済者証」という。）を交付するものとする。

3 共済契約の申し込みの承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。

4 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第3章 基本掛金の払い込み

第7条（基本掛金の払い込み）

共済契約者は、被共済者の加入日の属する月（以下「加入月」という）から、被共済者が退職（死亡退職を含む。）した日、または共済契約が解除された日の属する月まで、各月分の基本掛金を

毎月払い込まなければならない。

- 2 第1回目以降の基本掛金は、当月分を前月の20日までに別途定める方法により商工会議所に払い込むものとする。

第4章 退職一時金等の支給

第8条（退職一時金または遺族一時金の支給）

商工会議所は、被共済者が退職したときはその者に退職一時金を支給する。退職が死亡によるものであるときは、その遺族に遺族一時金を支給する。

- 2 退職一時金ならびに遺族一時金の額は、基本掛金の払い込みがあった年月数に応じ別表Ⅰならびに別表Ⅱに定める金額とする。

第9条（年金の支給）

商工会議所は、被共済者が10年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申し出により退職一時金に代え、10年を支給期間とした別表Ⅲに定める年金を支給する。

- 2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合には、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未支払年金現価相当額を一時金で支給する。

第10条（遺族の範囲および順位）

第8条および第9条に定める遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者

- 2 遺族一時金、あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。

- 3 前項の規定により、遺族一時金あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の同順位者が2人以上あるときは、その金額は、その人数によって等分して支給する。

第11条（退職一時金の減額）

商工会議所は、被共済者がその責に帰すべきつぎの各号の一つに該当する事由により退職し、かつ共済契約者の申し出があつた場合においては、退職一時金を減額して支給する。

- (1) 窃取、横領、傷害、その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉もしくは信用を著しく損し、または職場規律を著しく乱したとき。
- (2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したとき。
- (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し、著しく信義に反する行為があつたとき。

- 2 前項の規定による退職一時金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行なうものとする。

ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更する

ことができる。

- 3 第1項の退職一時金減額の事由および第2項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第12条（退職一時金減額の申し出）

共済契約者は、前条第1項の申し出をするときは、次に掲げる事項を記載した退職一時金減額申出書を商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名または名称および住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額の理由となる退職事由
- (4) 減額すべき額

- 2 商工会議所は、前条第1項の規定により退職一時金の減額を行なったときは、その内容を共済契約者に通知する。

第13条（支給手続）

共済契約者は、被共済者が退職したときは、次の書類を商工会議所に提出して、その旨遅滞なく届出ることを要し、同時に被共済者は共済契約者を通じて退職金を請求するものとする。

- (1) 一時金請求書
- (2) 退職通知書
- (3) その他商工会議所が必要とする書類

- 2 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。

- 3 一時金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

第5章 過去勤務期間の通算に関する特例

第14条（過去勤務期間の通算の申し込み等）

事業主は、被共済者となるべき従業員（既に被共済者となっている者を含む）について、過去勤務期間を退職一時金等の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め、商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 前項の申し込みをする事業所は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行なわなければならない。
- 3 過去勤務通算期間に年未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨て、年単位とする。
- 4 第1項の申し込みは、共済契約の締結時に限るものとする。
- 5 第1項の申し込みおよびその効力については、第5条および第6条の規定を準用する。
- 6 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額は商工会議所が申し込みを受諾した後は変更することはできない。

第15条（過去勤務掛金の払い込みおよび払い込み期間）

事業主が第14条に基づく過去勤務期間の通算の申し込みを行った場合には、その申し込みの効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間の月数（過去勤務通算期間が5年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする。）で均分した額を過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）として毎月払い込まなければならない。

この場合、過去勤務掛金の払い込みにあたっては、第4条に規定する掛金と同時に払い込むこととする。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が当該5年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込みの効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職（死亡退職を含む。）したとき、または共済契約が解除された場合には、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払い込むものとする。
- 4 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して払い込むものとする。

第16条（退職一時金および遺族一時金の支給の特例）

過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の払い込みが完了した被共済者の退職一時金の額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じて別表Ⅰに定める金額とする。

また、過去勤務一括掛金の払い込みを行った被共済者に係る当該掛金に対応する退職一時金の額は、別表Ⅰに準じて計算した額とする。

- 2 過去勤務掛金の払込期間中に被共済者が退職した場合の退職一時金の額は、基本掛金の払込期間に応じ別表Ⅰに定める額に過去勤務掛金の払込期間に応じ別表Ⅰに定める額を加算した額とする。
- 3 被共済者の退職が死亡によるものであるときは、その者の遺族に基本掛金1口について10,000円を加算した額を、遺族一時金として支給する。

第17条（年金の支給の特例）

過去勤務掛金の払い込みが完了した被共済者については、基本掛金の払い込み期間に過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上であれば、本人の申し出により退職一時金に代えて年金を支給する。

- 2 前項により支給する年金月額は、基本掛金の払い込み期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じて別表Ⅲに定める金額とする。
- 3 第9条の規定は、年金の支給の特例について準用する。

第6章 契約の解除

第18条（契約の解除）

商工会議所または共済契約者は、本条第2項、第3項または第4項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

- 2 商工会議所は、次の各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。

ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。

 - (1) 共済契約者が、第7条および第15条に定める掛金の払い込みを怠ったとき。
 - (2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に關与していることが認められるとき。
- 3 商工会議所は、次の各号に掲げる場合には、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。
 - (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。
 - (2) 被共済者が、第3条第2項第3号および第4号の規定に該当する者となったとき。
 - (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職一時金、遺族一時金、年金または解約手当金

の支給を受け、または受けようとしたとき。

(4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

4 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

(1) 被共済者の同意を得たとき。

(2) 掛金の払い込みを継続することが著しく困難であると商工会議所が認めたとき。

5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

第19条 (契約解除の手続)

商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。

2 共済契約者は、前条第3項第1号、第2号ならびに第4項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を証する書類を添え、商工会議所に通知しなければならない。

3 共済契約者は、前条第4項第2号の規定により共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情があることを証する書類を添え、その旨を商工会議所に申し出なければならない。

第20条 (解約手当金)

共済契約が解除されたときは、商工会議所は被共済者に解約手当金を支給する。

2 解約手当金の額は、第8条に規定する退職一時金の額（過去勤務期間を通算した被共済者については、第16条により計算される金額）と同額とする。

3 第18条第3項第3号の規定により共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の規定にかかわらず解約手当金は支給しない。

4 商工会議所は、前項の規定による特別の事情がある場合は、解約手当金の額を減額して支給する。

5 商工会議所は、前項の規定により解約手当金を支給する場合は、その特別事情および減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第7章 加入口数の変更

第21条 (加入口数の変更)

商工会議所は、共済契約者から加入口数の増口の申し込みがあったときは、被共済者1人につき増口後の口数30口を限度として、これを承諾するものとする。

但し、第2項の減口を行った場合については、減口を行なった時点での事由が解消した場合に限るものとする。

2 減口については被共済者の承諾および事情を明らかにした書類を添付し、商工会議所が認めた場合に限るものとする。

3 加入口数変更の時期は、毎月1日に限るものとし、将来に向かって効力を生じるものとする。

第22条 (加入口数の変更の手続き)

共済契約者は、加入口数変更の申し込みをするときは、被共済者の氏名および変更する加入口数を明らかにし、商工会議所に申し込まなければならない。

2 第6条の規定は、加入口数の変更について準用する。

第23条 (加入口数変更による給付額の算定方法)

加入口数の変更による給付額は、変更分口数について、口数変更時からの加入期間により第8条および第9条に定める方法に準じて算定する。

第8章 管 理

第24条（退職金共済の事務）

退職金共済事業に関する事務は、商工会議所事務局において取り扱う。

第25条（会計処理）

商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、退職金共済事業特別会計とし、他の経理と区分して処理する。

第26条（資産の運用）

商工会議所は、自己を契約者および受取人、被共済者を被保険者として、アクサ生命保険株式会社との間に新企業年金保険契約を締結し、共済契約者から掛金として払い込まれた金額から退職金共済事業を行なう商工会議所の事務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約に基づく保険料として払い込み、その運用を委託する。

2 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供したり、また貸し付けたりすることができない。

第27条（退職金共済審査会）

商工会議所に退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この規則において審査会の権限として定めている事項について審査する。

3 審査会の委員は、商工会議所の会頭が委嘱する。

第9章 雑 則

第28条（加入期間の計算）

退職一時金等の計算基準となる加入期間は、掛金の払い込み開始月から起算し、掛金の最終払い込み月までとする。

第29条（退職一時金等の端数処理）

退職一時金等の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

第30条（譲渡・担保の禁止）

この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または、担保の目的に供することはできない。

第31条（報告等）

商工会議所は、この規則による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。

3 共済契約者は、第18条第3項第1号、第2号および第3号の規定に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

第32条（退職一時金等の返還）

偽りその他の不正行為により退職一時金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済

契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会議所は、その者に対して支給を受けたものと連帯して、当該金額を返還させる。

第33条（規則の変更および廃止）

この規則の変更および廃止については、商工会議所常議員会の議を経なければならない。

- 2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、商工会議所常議員会の議を経て、別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲおよび別表Ⅳの金額を改訂するものとする。

付 則

第1条（実施時期）

この規程は、昭和49年4月1日から実施する。

第2条（過去勤務通算の経過措置）

平成4年4月1日現在（過去勤務通算規定実施日）、共済契約を締結している事業主にあたっては、第14条第4項にかかわらず、過去勤務通算規定実施日以後2年以内の期間に限り過去勤務期間通算の申し込みをすることができるものとする。

この場合、過去勤務掛金は当該被共済者の基本掛金の既払い込み期間に応じ、第4条第4項の規定に準じて計算された別に定める額とする。

なお、過去勤務通算月額が、共済契約締結時の基本掛金月額を超える場合は、その超える金額に係る過去勤務掛金の払い込み期間に応じた別表Ⅰの額に、過去勤務掛金の払い込み完了の日の翌月から退職時までの経過期間に応じ所定の利息を付した額を共済契約締結時の基本掛金月額を過去勤務通算月額として第16条第1項により算定された退職一時金の額に加算する。

第3条（加入口数の減口・中断実施の時期）

平成7年4月1日

第4条（別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲおよび別表Ⅳの金額改訂に伴う経過措置）

別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・および別表Ⅳの金額の改訂をしたことに伴い、当該改訂日（以後「改訂日」という。）前の被共済者については、経過措置を設けるものとする。

2 「第4章退職一時金等の支給」に関する経過措置

- (1) 退職一時金等の額は、第8条第2項の規定にかかわらず、次に算出した額の合計額とする。

- ① 加入月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月）から改訂日前日の月までの基本掛金の既払い込み期間に応じた各被共済者毎の退職一時金相当額に改訂月から退職月までの経過期間に応じた別表Ⅳに基づく利息を付した額。

- ② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込みがあつた年月数に応じた別表Ⅰに定める額。

- (2) 遺族一時金の額は、第8条第2項の規定にかかわらず、前号の額に基本掛金1口について10,000円を加算した額とする。

- (3) 年金の額は、第9条の規定にかかわらず、前第1号に準じて算出した額とする。

3 「第5章過去勤務期間の通算に関する特例」に関する経過措置

第16条および第17条の規定にかかわらず、次の取り扱いを行なうものとする。

- (1) 過去勤務掛金の払込みが完了した被共済者の退職一時金等の額は、次に算出した額の合計額とする。

- ① 加入月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月）から改訂日前日の月までの基本掛金の既払い込み期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じた各被共済者毎の退職一

時金相当額に、改訂月から退職月までの経過期間に応じた別表Ⅳに基づく利息を付した額。

② 改訂月から退職月までの基本掛金の払い込みがあった年月数に応じた別表Ⅰに定める額。

(2) 過去勤務掛金の払い込み期間中に被共済者が退職した場合の退職一時金等の額は、基本掛金の払い込み期間に応じて、前号に基づいて算出した額に、次の金額を加算した額とする。

① 過去勤務掛金の払い込み月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月）から改訂日前日の月までの過去勤務掛金の払い込み期間に応じた各被共済者毎の退職一時金相当額を改訂月から退職月までの経過期間に応じた別表Ⅳに基づく利息を付した額。

② 過去勤務掛金の改訂月から退職月までの過去勤務掛金の払い込み期間に応じた別表Ⅰに定める額。

(3) 遺族一時金の額は、前第1号または前第2号の額に基本掛金1口について10,000円を加算した額とする。

(4) 年金の額は、前第1号または前第2号に準じて算出した額とする。

第5条（別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・および別表Ⅳの金額改訂の実施時期）

平成5年10月1日

平成8年6月1日

平成11年12月1日

平成15年8月1日

平成21年9月1日

第6条（改訂実施の時期）

この規程は、平成8年6月1日から一部改訂実施する。

この規程は、平成11年12月1日から一部改訂実施する。

この規則は、平成15年8月1日から一部改訂実施する。

この規則は、平成21年9月1日から一部改訂実施する。

第2条（定義）および第18条（契約の解除）の改正規定は、平成25年4月1日から実施する。

第2条（定義）および第4条（掛金）の改正規定は、平成28年6月1日から実施する。

第7条（名称の変更）

島田地区事業所特定退職金共済制度規程（昭和49年4月1日施行）を平成15年8月1日から島田地区事業所特定退職金共済制度規則に変更する。